

おしらせ

人権教育推進員が  
決まりました



昨年12月に公募した、人権問題の学習活動を行う人権教育推進員が決まりました。  
新しい推進員は新井則子さん(宮前二)です。皆さんのところへ積極的に出かけていきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

お問い合わせ先

町民生活課人権施策室(天萬庁舎)  
TEL 64-3781

要保護・準要保護就学援助  
についてお知らせします

南部町では、小中学校へ通学している児童、生徒のいる経済的に困りの世帯を支援する就学援助があります。

■対象となると思われる世帯/  
①生活保護を受けている世帯、または生活保護が停止、または廃止となった世帯

②市町村民税の非課税世帯、固定資産税の減免・国民年金の掛金の免除を受けている世帯

③保護者が倒産、病気等の理由により失業し、収入が著しく減った世帯  
※上記に該当しても、世帯の収入状況により、援助の対象とならない場合があります

お問い合わせ先

教育委員会事務局(天萬庁舎)  
TEL 64-3787

就学校の変更について

小中学校へ入学、または在学する児童・生徒は、本人の住所地の属する校区の学校に通学することになっていますが、保護者の申立により、教育委員会が事由相当と認めるときは、指定した小学校、または中学校を変更することができます。

※希望される方は南部町教育委員会へご相談ください

お問い合わせ先

教育委員会事務局(天萬庁舎)  
TEL 64-3787

廃車・名義変更などの  
手続きはお早めに!

軽自動車税は、原付・農耕車・軽自動車・二輪などを4月1日に所有(使用)している方に課税されます。

スクラップなど廃棄処分された方、譲渡して現在所有していない方はそのままにしておくと、いつまでも税金がかかります。お早めに廃車または名義変更などの手続きをしましょう。

手続き・お問い合わせ先

○原付(125cc以下)・農耕車等  
税務課(法勝寺庁舎)  
TEL 66-4802

○軽自動車(2輪、3輪、4輪)  
鳥取県軽自動車協会  
TEL 0857-28-7021

○二輪の小型自動車(250cc超)  
中国運輸局鳥取支局  
TEL 0857-22-4154

※軽自動車・二輪の小型自動車は販売会社でも手続きができます。

募集

鳥取県後期高齢者医療懇話会  
公募委員募集

鳥取県の後期高齢者医療制度について、皆さまのご意見を伺うために設置する鳥取県後期高齢者医療懇話会の委員を募集します。

■募集人員/6名

■任期/平成21年4月1日から  
平成23年3月31日まで

■応募資格/鳥取県後期高齢者医療広域連合の被保険者(平成21年4月1日現在)の方

■応募期間/2月25日から  
3月16日(必着)

■活動/東伯郡湯梨浜町で開催する年2、3回程度の懇話会に出席し、後期高齢者医療制度について検討し、意見を述べる

■謝礼等/1回あたり謝金5,000円と交通費相当額(費用弁償)

■応募方法/応募用紙に必要事項を記載し、郵送、FAX、電子メール、持参いずれかの方法で提出してください。

※応募用紙は広域連合ホームページからダウンロードできるほか、広域連合事務局、南部町健康管理センターすこやかで配布しています。

お問い合わせ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合  
TEL 0858-32-1097  
FAX 0858-32-1067  
<http://www.kourei kouiki-tottori.jp/>



国民健康保険の制度改正についてお知らせします

平成21年1月と平成21年4月から国民健康保険制度が一部改正されます。

① 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合

現在、医療機関での窓口負担が1割の方は、平成21年4月から平成22年3月まで引き続き1割負担に据え置かれ、平成22年4月から2割負担(現役並み所得者は3割負担のままです)に変更されることになりました。  
ただし、8月に前年の所得を基に負担割合が変更される場合があります。  
※高齢受給者証には、自己負担割合が示されています。医療を受けるときには、保険証と一緒に忘れずに提示してください。

③ 65歳以上75歳未満の方の保険税の徴収について

国民健康保険税が年金からの天引きとなる方は、平成21年度から要件なしで申し出により口座振替に変更できるようにになりました。

④ 75歳になる月の高額療養費の自己負担限度額

医療費が高額になったときに、自己負担限度額を超えた部分が支給される高額療養費制度があります。しかし、75歳になる月は、誕生日に国民健康保険から長寿(後期高齢者)医療制度に移行するため、両方の制度それぞれで自己負担限度額が適用され、負担が倍増する場合があります。  
これを元に戻すため、平成21年1月から、75歳になる月に限って、国民健康保険税と長寿医療制度それぞれの自己負担限度額を2分の1ずつとし、二つを合わせてもそれまでと変わらない負担になります。  
この措置は、平成20年4月から12月診療分にも遡って適用されます。

70歳以上75歳未満の方の通常の自己負担限度額(月額)

	外来 (個人単位) A	外来+入院 (世帯単位) B
一般	(※1) 12,000円	(※2) 44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

75歳になる月の自己負担限度額(月額、国民健康保険と長寿医療それぞれで適用)

	外来 (個人単位) C	外来+入院 (世帯単位) D	外来+入院 (世帯単位) B
一般	6,000円	22,200円	44,400円
現役並み所得者	22,200円	40,050円+(医療費-133,500円)×1%	80,100円+(医療費-267,000)×1%
低所得者II	4,000円	12,300円	24,600円
低所得者I	4,000円	7,500円	15,000円

(※1) 平成22年4月から24,600円に変更される予定です  
(※2) 平成22年4月から62,100円(4回目以降は44,400円)に変更される予定です

お問い合わせ先 健康福祉課(すこやか) TEL 66-5522、FAX 66-5523